

平成 28 年 3 月 1 日

株式交換に関する事項（事後開示事項）について

東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号
株式会社日本製鋼所
代表取締役社長 佐藤 育男

愛知県大府市北崎町大根 2 番地
株式会社名機製作所
代表取締役社長 村上 博司

株式会社日本製鋼所（以下、「日本製鋼所」といいます。）及び株式会社名機製作所（以下、「名機製作所」といいます。）は、平成 27 年 11 月 30 日付で両社の間で締結した株式交換契約に基づき、平成 28 年 3 月 1 日を効力発生日として、日本製鋼所を株式交換完全親会社、名機製作所を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する事後開示事項（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、同第 801 条第 3 項第 3 号、会社法施行規則第 190 条）は、以下のとおりです。

- 1 本株式交換が効力を生じた日
平成 28 年 3 月 1 日
- 2 名機製作所（株式交換完全子会社）における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第 784 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過
名機製作所の株主から、会社法第 784 条の 2 の規定による請求はありませんでした。
 - (2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
名機製作所は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項の規定により、平成 28 年 2 月 3 日、名機製作所の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である日本製鋼所の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。
また、会社法第 785 条第 1 項の規定により株式の買取請求を行った名機製作所の株主はありませんでした。
 - (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
名機製作所は、新株予約権を発行していなかったことから、会社法第 787 条の規定による手続を行っておりません。
 - (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過
名機製作所は、新株予約権付社債を発行していなかったことから、会社法第 789 条の規定による手続を行っておりません。
- 3 日本製鋼所（株式交換完全親会社）における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第 796 条の 2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過
日本製鋼所は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の方式によって本株式交換を行いましたので、日本製鋼所の株主は会社法第 796 条の 2 の規定

による請求をすることができません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

日本製鋼所は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定により、平成 27 年 12 月 2 日、日本製鋼所の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である名機製作所の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、日本製鋼所は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の方式によって本株式交換を行いましたので、日本製鋼所の株主は会社法第 797 条第 1 項の規定による請求をすることができません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

本株式交換において日本製鋼所が名機製作所の株主に対して交付する金銭等は日本製鋼所の株式のみであり、また、名機製作所は、新株予約権付社債を発行していなかったことから、日本製鋼所は、会社法第 799 条の規定による手続を行っておりません。

4 本株式交換により日本製鋼所に移転した名機製作所の株式の数

本株式交換により日本製鋼所に移転した名機製作所の株式の数は、名機製作所の発行済株式（自己株式を除く）23,514,958 株から日本製鋼所保有の名機製作所株式 12,211,000 株を控除した 11,303,958 株です。

5 その他本株式交換に関する重要な事項

(1) 日本製鋼所は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の方式によって本株式交換を行いました。なお、同条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知した日本製鋼所の株主はありませんでした。

(2) 名機製作所は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、平成 28 年 2 月 2 日開催の臨時株主総会の決議によって、株式交換契約の承認を受けて、本株式交換を行いました。

(3) 日本製鋼所は、本株式交換に際して、本株式交換により日本製鋼所が名機製作所の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）における名機製作所の各株主（日本製鋼所を除きます。）に対し、その有する名機製作所の普通株式 1 株につき日本製鋼所の普通株式 0.21 株の割合をもって、日本製鋼所の普通株式を割当交付いたしました。なお、交付した普通株式（合計 2,373,831 株）は、いずれも日本製鋼所が有する自己株式です。

(4) 名機製作所の株式は、平成 28 年 2 月 25 日付で、名古屋証券取引所市場第二部において上場廃止となりました。

(5) 本株式交換による日本製鋼所の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の変動はありません。

(6) 名機製作所は、平成 28 年 2 月 29 日開催の取締役会の決議により、基準時において名機製作所が有する自己株式 35,042 株を消却しました。

以上